

平成25年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月22日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	7
6番 岡田恒雄議員	7
14番 内野正美議員	14
管理者提出議案の上程及び説明	22
議案第12号の説明、質疑、討論、採決	23
議案第13号の説明、質疑、討論、採決	27
議会行政視察研修の実施について	30
閉会中の継続審査の件	32
管理者挨拶	32
閉 会	33

埼玉中部環境保全組合告示第5号

平成25年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年10月15日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成25年10月22日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

1 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

2 議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	潮	田	幸	子	議 員	2 番	金	澤	孝 太 郎	議 員
3 番	田	中	克	美	議 員	5 番	中	野	昭	議 員
6 番	岡	田	恒	雄	議 員	7 番	渡	邊	良 太	議 員
8 番	大	澤	芳	秋	議 員	9 番	高	橋	節 子	議 員
1 0 番	加	藤	勝	明	議 員	1 1 番	神	田	隆	議 員
1 2 番	荻	野		勇	議 員	1 3 番	杉	田	し の ぶ	議 員
1 4 番	内	野	正	美	議 員					

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成25年10月22日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議会行政視察研修の実施について
- 第11 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	潮田幸子	議員	2番	金澤孝太郎	議員
3番	田中克美	議員	5番	中野昭	議員
6番	岡田恒雄	議員	7番	渡邊良太	議員
8番	大澤芳秋	議員	9番	高橋節子	議員
10番	加藤勝明	議員	11番	神田隆	議員
12番	荻野勇	議員	13番	杉田しのぶ	議員
14番	内野正美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
代表監査委員	中山敏雄君
会計管理者	福田実君
事務局長	新井久夫君
総務課長	成井治久君

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢嶋久雄
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 加藤勝明議長 ただいまから平成25年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。
-

◎開議の宣告

- 加藤勝明議長 これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 加藤勝明議長 日程第1、議事日程の報告を行います。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 加藤勝明議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、14番、内野正美議員、1番、潮田幸子議員、2番、金澤孝太郎議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長の報告

- 加藤勝明議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。
去る10月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。
高橋議会運営委員長。
- 高橋節子議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。
去る10月15日午前9時から、当センターにおきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。
日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。
日程第5、諸報告、管理者諸報告であります。
日程第6、一般質問、質問通告者は2名です。なお、質問については、再質問、再々質問の3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。
日程第7、管理者提出議案の上程及び説明です。
日程第8、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第10、議会行政視察研修の実施について。

日程第11、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第9、議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、中山代表監査委員より決算監査報告がございます。その後、休憩をとりまして全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が10月15日に行われました議会運営委員会の報告です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤勝明議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○加藤勝明議長 日程第4、会期の決定につきましては、高橋議会運営委員長の報告のとおり、10月22日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○加藤勝明議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成25年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の事務の執行状況につきまして報告を申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成25年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,765.69トン、粗大ごみ647.73トン、合計1万9,413.42トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ100.01トンの減、粗大ごみ0.82トンの増、合計では

99.19トン、0.51%の減でありました。なお、ほかに、小川地区衛生組合からの受託ごみ72.44トン、彩北広域清掃組合からの受託ごみ918.35トンの可燃ごみを処理しております。また、小川地区衛生組合から施設の修繕に伴い再度ごみ処理の依頼がありましたので、10月17日から受託しており、11月15日までの予定であります。

次に、灰の処理につきましては、合計2,298.48トンをセメント原料として処理委託をしております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉、0.000076ナノグラム、2号炉、0.000083ナノグラム、3号炉、0.000083ナノグラムとなっております、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在、順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、フロートバイオシステムが順調に稼働しており、廃止基準の一つでありますBODの数値は良好な結果となっております。

また、原水のpH（水素イオン濃度）が高いことから、希硫酸による中和を行っておりますが、基準値の5.8ないし8.6に対しまして直近の調査結果は11.5であり、依然高い状況でありますので、さらなる中和を図っております。

次に、一般廃棄物収集運搬業者の株式会社三起産業が平成24年3月9日をもって破産申し立てを行い、平成23年度の12月から2月までの3カ月間の分の事業系手数料113万5,260円が収入未済となっております、昨年も同じように収入未済額として処理しております。株式会社三起産業の破産申し立てによる裁判の経過は、東京家庭裁判所において通算5回の財産状況報告集会が行われ、本年6月7日付で、破産管財人弁護士から当組合への配当はない旨の通知が届いております。8月22日に裁判が終結となり、株式会社三起産業の未収金は徴収することができなくなりましたので、本年度中に不納欠損処理としてまいりたいと考えております。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○加藤勝明議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○加藤勝明議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

初めに、1番目の通告者、岡田恒雄議員の一般質問を許可いたします。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 岡田恒雄でございます。

長年にわたり2市1町で厳格に管理運営されてきました埼玉中部環境保全組合も解散が決定をされました。昭和59年4月から供用開始となりましたが、これまでの間、幾多の困難を乗り越えてきた歴史を振り返ってみたいと思います。

当組合は、2市1町のごみの処理問題解決のため、昭和52年に設立された一部事務組合であります。当時鴻巣市は、し尿を北本市と共同処理をしている関係で、ごみ焼却施設を北本市行政区域内に頼るわけにもいかず、鴻巣市内に適地を求めることを余儀なくされておりました。最初に候補地となった原馬室地区は、現在の白雲荘及び浄水場の設置されている場所でありました。住民の激しい反対運動に遭い、この地区のごみ焼却場の計画を撤回をいたしました。次いで候補地として登場してきたのが大字笠原で、現在の鴻巣ゴルフ場の東側で、民家は東西南北ともに600メートルから700メートル離れているので、焼却場の建設場所としては好条件というところでありました。しかも、土地所有者が一、二名で、計画面積の確保ができる状況にあるため、ひそかに用地交渉が行われ、土地所有者も行政側の要請に応ずる状況でありましたが、この事実が笠原地区民に知られることとなり、原馬室同様、反対運動へと発展していったのであります。住民にあえて流血も辞さないというけんまくに、行政側もこの地域をごみ焼却場の建設地とすることを簡単に撤回してしまったのであります。

一方、吉見町はし尿の80%を北本地区衛生組合に投入していたことから、吉見町のこうした状況を察知した鴻巣市、北本市の両市行政区域内にごみ焼却場建設用地を確保することを白紙に戻し、し尿との交換条件として吉見町内にごみ焼却場の建設地を確保することを要請したのであります。吉見町においてもごみ処理施設を確保しなければならない状況でありましたので、両市の要請を受け入れ、2市1町共同の焼却場をつくることに協議がまとまったのは昭和49年8月であります。

以来、幾多の激しい反対運動に直面しながらも、役場職員、町会議員による日ごと、日夜も分かつたず、寝食も忘れ、説得に説得を重ね、昭和54年11月に町は清掃工場のほか福祉センター、野球場、ソフトボール場、ちびっ子ランド、テニスコート場、地域の排水機等をつくるという計画を発表いたしました。同時に、予算額47億2,113万8,000円も発表され、構成市である鴻巣市、北本市、吉見町の執行部及び議会にも諮られ、了承をされました。

ごみ焼却場建設の一連の法的手続も完了し、建設地も決定され、昭和56年8月、建設業者も決定し、昭和57年1月には現地にくわ入れが行われ、工事中は予期しない困難に遭遇をいたしました。関係者の協力により全て解決し、昭和58年度末に工事も完了し、以後裁判等もありましたが、30年近い順調な運転がされてまいりました。

以上申し上げましたことは、私がどうしても感謝の意を込めながら言いたいことであります。

さて、一般質問の通告にあります質問でございますが、埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の新焼却場の建設を目的に、平成14年10月に法施行されました。当

初新焼却炉建設のみの情報でありましたが、不都合が予測されたことから、平成21年に修繕並びにリサイクル処理の建設を要する経費に充てるためを加えて条例改正が行われております。この間、経費の節約や資源物の売却収入を含めて積み立てられ、約12億2,000万円余にもなる基金残高となっております。しかしながら、この基金も今となつては、あえて言わせていただきますが、無用の長物と化しております。幸いにして2市1町とも新焼却場を建設する協議を進めていると聞いております。これらのためにも、この際基金条例を廃止し、適切に処分、配分したらどうかと思ひまして、伺うものであります。

以上が一般質問の趣旨でございます。

○加藤勝明議長 岡田議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、岡田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

埼玉中部環境保全組合施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例は、当時想定されておりました新しい焼却施設の建設及び施設の修繕並びにリサイクル施設の建設に要する基金を設けるために、平成14年度に制定したものでございます。この目的のうち、お話にございますとおり、新しい焼却施設の建設、それからリサイクル施設の建設につきましては、現在当組合で実施することはなくなっております。現在鴻巣市、北本市、行田市の3市と吉見町ほか7市町村により、それぞれ新しい施設の建設に向けて検討がなされているところでございます。

こうした状況の中で、当センターは、それぞれの新しい施設が完成し、ごみ処理が新しい施設に完全に移行されるまで業務を遂行することとなります。当施設は老朽化しておりまして、突発的な修繕も想定しなければならない状況にございます。また、業務が移行されますと、当組合の解散に伴いまして、当センターの施設の解体撤去、大間処分場の廃止等に係る費用が必要となります。したがって、本条例につきましては、その目的とする事業がなくなりましたので、条例を廃止し、新たに修繕及び解体撤去等を目的とする条例を設置し、現在の基金のうち、必要な資金は保持してまいりたいと考えております。

お話をいただきました基金の処分、配分につきましては、今後正副管理者で協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 それでは、再質問をいたします。

答弁の中にありました、平成14年度に制定されたもの、条例がということになっておりますが、現在の条例は平成21年に改正されたものであります。平成14年までの条例は、新しい施設をつくるだけの条例でありました。それで、それでは不都合が生じるということで、修繕も必要になったと

きに困るだろうというふうなこともありましたので、現在の文言にかえて、平成21年に条例改正をされたものであります。私が言っていることが事実であるとする、答弁と多少違っておられますので、事務局に確認のほどをお願いいたします。

それから、この条例が廃止をされまして、正副管理者が協議の上、修繕、解体、撤去等を目的とする新たな条例をつくるということでございますが、今までこの条例に適合する基金の積み立てについては、当該年度の予算の中からの程度積み立ててきていたのか。それから、契約の段階で安く契約できましたといったときにも、この基金の中にその金が繰り入れられてきた。それからまた、手数料、売却収入もこの中に入ってきているというふうに思っておりますが、来年度の予算にこれらが影響してくることは間違いないというふうに思っております。したがって、今までの負担金の割合については人口割と処理量割、2割、8割でいくのはいいのですけれども、総額を変えないという、こういう約束事もかねてされているわけでありまして、そのことについて来年度からそれを枠を外さなくてはならないかなというふうに思います。ということは、2市1町でも負担が減るといふ私は理解をしておりますので、その辺どういうふうに全体予算の中から減少していくのかということでもあります。

それから、幸いにして当焼却場も大きな修理を経ないで、ダイオキシン類対策は別として、突発的な事故もなく来たというふうに私は思っておりますが、今までにどのくらいの修繕が行われてきたのか。年度、年度で定期的に修理等を行ってきている関係で、余り一遍に多額の金が必要になる修繕費もなかったように思っておりますが、今までのあり方、そしてもう30年近くになりますと、事務局で考えても、これがちょっとなという部分もあるのではないかとこのように私は思っているわけ。そういたしますと、もう古くなっている焼却炉でありますので、耐用年数過ぎておりますし、メーカーでもその部品は恐らくないであろう。そういった場合にどうしていくのか。あと何年これ使っていくのかわかりませんが、それを考えていかないと、突然この施設が運営できなくなったということになりますと、2市1町はもとより、小川地区も困るでしょう。彩北も搬入しているようでありますから、彩北にも影響が行くのかなというふうに思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

それから、最後に、新たな条例でございますが、これを細かく聞くのもまだ時期尚早かなというふうに思いますが、大体どういったものをつくっていくのか。修理及び解体。解体どのぐらいかかるのか。相当のお金がかかるということは聞いておりますが、今まで具体的にやっているのかどうかお伺いをいたします。

以上であります。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、岡田議員さんの再質問、最後につきましては担当のほうから答えさせていただきますが、まず1つは、来年度からの負担金の関係でございますけれども、ご指摘のとおり

り、新しい施設建設に向けての基金の積み立ては必要はなくなってまいりますので、どの程度になるかはまだ試算しておりませんが、今後細かく詰めてまいりまして、負担金の額が減っていく方向に詰めていくということになろうと思います。

それから、新たな条例についてでございますけれども、ここの施設の完全な廃止、それから大間処分場の廃止、それらにどのくらいの費用がかかるのかということは、今までの例で幾つか参考にはしておりますけれども、まだ細かいものが全く検討はつきませんので、なるべく早い時点で検討して、適正な費用を算定をして、それをどのように盛り込んでいくというふうに努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 岡田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

平成14年に条例を制定して、このときの基金の目的が新しい施設の建設に向けてのものだった。そして、平成21年に改正をして、修繕などにも使えるようにしたというご指摘でございますが、ご指摘のとおり、そのような流れで本基金は設置されております。

基金の積立額についてどの程度ということでございますが、新施設の建設に向けて具体的な検討が始まりました平成22年度から、当初予算で平成22年度5,000万円と利息という形で計上させていただき、23、24と当初予算で7,000万円と利息ということで計上させていただきました。それ以前も、ご指摘ありましたとおり、入札による差額ですとか、有価物の売却益ですとか、そういったもので得ました収益をこの基金に積んだということでございます。そうしまして、現在12億2,900万円ぐらいに積み立てられているということでございます。

それから、来年度の負担金につきましては、今管理者から答弁がございましたように、予算編成上、今後になりますけれども、減る方向になるのではないかと思います。平成25年度、本年度予算編成の際、既に積立金を廃止し、それまでの負担金5億8,900万円から8,900万円を減している事実がございます。現在構成市町負担金、25年度、総額5億円でございます。ですから、これからどの程度減るかというのはまだちょっとわかりませんが、既に24年度からは8,900万円の負担金が減っているということをご理解いただきたいと思います。

それから、今までにどのくらいの修繕が行われてきたかということでございますけれども、やはりここ10年ぐらいはかなりの修繕がかさんでおります。多いときには年間で8,800万円程度の修繕を行った。これは、平成17年度がそのくらいの費用をかけております。その他でも五、六千万の費用がかかっておりました。最近では平成24年度が4,200万円程度の修繕費がかかっております。これからも大体4,000万円ぐらいの修繕費は毎年かかっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、これから事務局で考える、これはちょっとと思うような大きな修繕が起り得るか

いうことをございますけれども、一番事務局で不安に思っているのは、ボイラーチューブといいまして、燃やしたときの熱をボイラーで吸収して行っているわけですが、このボイラーチューブが埋まっているわけですが、これが傷むと何億という単位でかかってきてしまう。ただ、3炉をうまく交換して使っていますので、新施設ができるまでは何とかもつのではないかというふうには事務局では考えております。

それから、メーカーにない部品がある場合、どうするのかというふうなご質問がございました。メーカーにない部品も今までも出てきておまして、手づくりで対応していただいている場合もございますし、新しい部品が合う場合にはそちらをつけさせてもらっているというふうなこともございます。おっしゃるとおり、施設が古くなってきまして、かえていく部品がないというようなことも実際には起きております。

解体費用につきましては、あくまで参考ですけれども、平成13年度以降、全国で61施設の解体が行われているという情報をいただいております。その中で小さいのから大きいのまでかなりありますので、中部環境に近い100トン以上、450トン未満の解体費用の平均で試算しますと、240トン、中部環境の施設の場合、約4億3,900万円という平均値の試算ですけれども、解体費用については計算をしたことがあります。実際これは時代背景などによっても入札金額かなり変わってきますので、一言では申し上げられませんが、今までの事例から試算しますと、そういった数字が出ております。

また、大間最終処分場につきましては、現在上尾道路の関係で今年度測量に入っているというふうなお話を聞いております。測量が終わりましたら実施設計に入るというふうなお話を聞いておまして、整備事務所のほうにも最終処分場に対して国がどういう対応をとるのかということを知っておりますけれども、実施設計に入らないと国の具体的な対応についてはわからないという答弁いただいておりますので、もうしばらく待って、国の答弁によってまた対応が変わってくるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 平成14年に制定した条例の文言が、修繕とか、そういう部分が14年以前の条例にはなかったということですから、その辺のところはよく勉強して答弁書を書いていただきたいというふうに思います。

それから、いろいろ答弁聞いておきますと、12億2,000万円の基金残高があるといっても、解体撤去費用等も考えると、そんなに配分する金額はなくなってきてしまうのではないかなというふうに思えてなりません。ぎりぎりのところまで配分するとしても、各2市1町とも、のどから手が出るほど欲しいお金でございますので、その辺のところまた正副管理者によくご相談をしていただきたいというふうに思います。

それから、大間処分場にどのくらい金がかかるかというような部分がございますが、上尾道路は57メートルで都市計画決定がされました。最近になりまして、そのうちの23メートルを事業化するのですよという、こういういかげんな計画に変更されてしまいました。そうすると、大間処分場のあの面積がどういうふうになっていくのかわからなくなってしまった。これは測量も。これで、ではその57メートルでの23メートルは、右ですか、左ですか、真ん中ですかということ、わかりませんという、こういう答弁ですよ、国交省の職員の答弁では。そうすると、その辺は大間処分場をどうしていったらいいかちっとも、中部環境のほうも対応検討がつかなくなってしまいますよね。そういうことを含めて、できれば早く上尾道路ができてくれればいいなというふうにひそかに思っていたわけですね、この保証金だの何か、問題がありましたから。ところが、そういう国の方針が決まってしまったような感じがありますので、これからどうしていくか。地元には鴻巣市は3人も国会議員がいるのですから、この人たちが何とかするというふうには思いますが、そういうことで今までも、来年度ここから大分削除される部分がふえてくるわけですね、予算編成上。そうすると、それが全体的にはどういうふうに変ってくるのかなというふうに思いますが。

それから、国のほうから交付税が来ていますね、1,600万円ね。その辺のところもどういうふうに変ってくるのかなというふうに。この1,600万円については、もう来ないと思っていたのだけれども、来ているから助かっているという、こういうことだってあるのですよね。今度それをいつまでくれるのかね。この組合が存続するうちは、その1,600万円の地方交付税分はくれるのかどうなのかということなので、だからいわゆる予算の全体的な、細かいことはいいです、まだこれからできるから、全体的にどこがどういうふうに変ってくるかということだけお聞きをしたい。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 来年度の組合予算の総額についてどのように変わってくるのかというご質問でございます。先ほど質問のありました国の現在の1,600万円来ております交付税につきましては、財源対策債分、平成10年、11年度にダイオキシン対策分の工事をやっておりますけれども、その際借りた起債の中の財源対策債分について平成32年度まで交付税算入されるという予定になっております。そして、平成30年度までは1,600万円が続くということでございます。借りた年度がずれておりますので、31、32年度は700万円ぐらいになってしまうのですけれども、30年度までは1,600万円が続くというふうに伺っておりますので、国の交付税に関しては組合といたしましてはこの予定どおり見込みを立てたいというふうに思います。

それから、負担金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事業、そういったものの兼ね合いで多少削減できる方向にいくのではないかな。管理者答弁と同じでございます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 以上で岡田議員の質問は終了いたしました。

次に、2番目の通告者、内野正美議員の一般質問を許可いたします。

内野議員。

○14番 内野正美議員 議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。大きく分けて2点ほど一般質問させていただきます。

1点目、埼玉中部環境保全組合の運営についてをお伺いするわけでございますけれども、私の質問に対して正副管理者に答弁を願いたいと思います。

昭和47年12月8日、鴻巣新聞、昭和50年6月1日、埼玉中央新聞、昭和50年11月18日、毎日新聞、昭和51年1月21日、鴻巣新聞、昭和55年10月12日、朝日新聞、昭和56年1月10日、埼玉新聞、昭和57年1月14日、毎日新聞、昭和57年1月17日、毎日新聞、昭和57年4月7日、毎日新聞、昭和57年6月5日、読売新聞に記載されている文言に対して質問するわけでございますけれども、それは自席にて質問します。

私が現在鴻巣市中心としている3市の枠組みについて、吉見町を中心とする8市町村の枠組みについて、新施設に向かつての協議がなされていると思います。それぞれ順調に推移しているとは思うわけでございますけれども、今後2市1町の埼玉中部環境保全組合、運営していく必要があるのかどうか、正副管理者に答弁を願いたいと思います。

2点目、地元対策についてです。これまで地元対策、必要について一般質問何回も私はしております。私が余り一般質問すると皆様にご迷惑かかるかと思って私はしないわけでございますけれども、この埼玉中部環境センター処理続く限り、未整備箇所の整備、継続する必要があると思うが、今後の地元対策についてどのように正副管理者は考えているのかお伺いいたします。

再質問は自席にてお伺いいたします。

○加藤勝明議長 内野議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、内野議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、埼玉中部環境保全組合の運営についてでございますけれども、この件につきましては、昨年の10月議会で正副管理者会議の協議結果として報告をさせていただいておりますが、現在の中部環境センターは現施設が稼働し存続する限り2市1町で運営していく、このように確認をしているところであります。

それから、地元対策についてのお尋ねでございますが、現在行っております地元対策につきましては、議員さんご案内のとおりでございますが、平成10年度、11年度、ダイオキシン類対策工事を計画いたしましたところ、地元債権者から猛反対を受けて、平成10年12月25日に臨時正副管理者会議が開催され、地元の理解をいただくために、平成11年度の組合一般会計予算に5,000万円の地元対策事業費が計上されました。平成11年度は組合事業として実施してございましたけれども、道路管

理者が吉見町長でありますために事業の手續が複雑でございましたので、平成12年度からは吉見町に負担金として拠出をし、地元対策事業の実施をお願いしているところでございます。

平成11年6月18日には、ごみ焼却場建設工事差し止め仮処分申し立てが提訴されましたけれども、ダイオキシン類対策工事の必要性を説明し、また地元対策事業を行うことで理解を求め、最終的には平成12年9月21日、住民側が訴えを取り下げることで裁判は終結いたしました。

こうして始まりましたこのたびの地元対策は、ダイオキシン類対策工事实施の際の起債償還期限の平成21年度を目標年度としておりましたが、平成21年2月20日の当組合議会で議員さんから、地元対策費は軽減してでも地元へ感謝の意を示し、平成21年度で終わらせるのではなく、今後引き続き実施していくべきでありますとのことをご意見をいただきまして、副管理者、それから議員皆様のご理解をいただきまして、平成22年度以降毎年2,500万円を負担し、現在継続させていただいているものでございます。10月8日の正副管理者会議におきまして、2市1町で運営していく間は地元対策を継続していくということで協議をしたところでございまして、それを継続していくということに変わりありません。

以上であります。

〔議長、副管理者にも答弁〕という人あり〕

○加藤勝明議長 副管理者、答弁ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○加藤勝明議長 管理者の答弁と重複するということですので、よろしいでしょうか。

〔「そうなるよ、そのように答弁していただかないと困るんですよ」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 原口副管理者。

○原口和久副管理者 それでは、1点目の運営についても、先ほど管理者の方で答弁をいたしましたとおり、正副管理者会議の中での協議をさせていただいております、管理者の答弁と同じでございます。

2点目の地元対策につきましても、先ほど新井管理者のほうから答弁をさせていただきましたが、同じような考えでありますので、よろしく申し上げます。

○加藤勝明議長 石津副管理者。

○石津賢治副管理者 件名1、件名2ともに正副管理者会議で協議をして、合意をした内容でございますので、管理者からご答弁申し上げたとおりでございます。

○加藤勝明議長 1回目の答弁が終わりました。

内野議員。

○14番 内野正美議員 再質問させていただきます。

先ほど私が、昭和47年12月8日から57年6月5日までの各いろんな新聞に対しての質問をするわ

けでございます。正副管理者は埼玉中部環境保全組合を運営しているわけですから、このような記事が載っているという形はご存じだと思いますけれども、これが私はずっと抱えている新聞でございます。昭和47年からの新聞で、昭和47年からずっと、50年の11月、51年の1月、55年の10月、56年の1月、57年の1月10日、57年の1月17日、57年の4月7日、57年の6月5日、これが昭和47年から10年間の新聞でございます。正副管理者としてみれば、当然このような新聞をご存じだと思うわけです。それだから、正副管理者知らないという形はおかしいわけでございます。

先ほど同僚議員が質問しているように、鴻巣45年、見出しを見ると、ひどい見出しが47年の12月8日に載っているわけです。「足踏みしているごみ処理、建設鴻巣」。先ほど同僚議員が言う笠原地区、また赤城台地区、議員さんが反対し、地元市民も反対する。全部載っているわけです、この新聞には。私はずっと持っているわけでございますけれども、この見出し、私は原本も今ここにあります。これは大きくしたものです、新聞に対して。原本は小さくてちょっと見にくいから。実際にこれが原本でございます。原本は、ここに私は持っています。原本は小さくて、ちょっと読めないから、大きくしてこれを持っております、実際に。

そういった中で、正副管理者、吉見の新井町長さん、私が議会でやりました、これは実際に。だけれども、鴻巣の副管理者が、北本の副管理者は当然ご存じないと思うわけですね。吉見の管理者、非常に私に言わせてみれば、歯がゆい。リーダーシップをもう少し強く持って、この中部環境運営に対して、管理者なのだから、非常に強く持って、びしびしとこの中部環境の運営に当たるべきであります。副管理者の人たち、いろんなことがあるかと思っておりますけれども、今みたいな正副管理者の答弁が一致することは、私は非常にいいと思います。平成17年2月定例会までは、私の記憶で、正副管理者が意思疎通がありました。だけれども、ここ何年かは正副管理者は意思疎通がちょっと欠けている、私に言わせてみれば。お互いが言いたいことを言い出してきているから、今回こういうふうな問題が起きているわけです、実際に。

47年に、「足踏みしている焼却施設」という形で記事に全部そっくり載っている内容を読むと、半日かかっても、この10年間は、この新聞に対して記事の内容はあるけれども、抜粋している形で私は読むわけでございますけれども、鴻巣市は47年に反対して、12月に反対している形。また、50年6月に、「やる気があるか、吉見町ごみ処理」という形の吉見町の文面も50年の6月に載っている。また、50年の11月に、「北本、鴻巣ごみ捨て場探し 吉見町に焼却場」という形で載っているわけです。こういった形で見出しを見て、見出しからこの内容を全部把握すると、並々ならぬ苦勞をしてこの焼却場ができていくわけですね、実際に。2市1町に対してこの焼却施設というものは、10年間地元の人たちに対して、また2市1町の市町村、副管理者の人たちもいろんな形で合意してきてやってきているわけですね。

実際に昭和のこの10年間というのは、闘争劇が10年間あったおかげでこの焼却施設ができたわけですね。先ほど同僚議員も言うように、難しい施設だという形の中でこの施設ができていくわけで

すね。吉見町だって、この地域の人たちが昭和55年10月22日、吉見町町役場に押しかけて、反対を40人の人がしているわけです。また、これに対し、この10月12日に対して、また次の11日に対しても、住民の人たちが役場に対して、これだけの公害があるものに対して、まだまだその当時信用ならない焼却施設だというのがあったわけでございます。そういった中で、この55年で管理者、その当時助役でありまして、この前管理者がその当時助役であったこの施設を、あるこの地域の会社の事務所をお借りして、そこがこの焼却施設に対しての建設する施設に対しての事務所として、助役を先頭に職員、議員、寝ずに何日も地元で説明会して了解するという形をとっているわけですね。そういった中で、この施設は2市1町の物すごい重要な施設だという形のものがあるわけであって、それにかかわらず、今平成25年度ですけれども、何年も前、わかりやすく言えば、二、三年前からずっとこの2市1町のしがらみが出てきていたのです。という形で、この施設が新しい施設をつくるに当たって非常に残念なことになるという形で離脱をした鴻巣が、たしか約1年前にこの10月にあったわけですね。

そうした中で、この10年間の闘争劇、管理者はいいとして、鴻巣の副管理者、北本の副管理者、この10年間の歩みの新聞を見て、この副管理者で今日まで来ているのかお伺いいたします。

あと、2点目の地元周辺整備に対してでございます。地元としてみれば、二、三年前から数字が減ったと。私は地元として、地元の人たちから、「内野さん、わかったよ、減らされた理由が」と。鴻巣、北本市が離脱したから減らしてきたのではないですかということを経験した地元の人たちから私は言われたわけです。もっと今も言われているわけです。

吉見町、いろんな形で、管理者が皆様からいただいたお金で整備をしているわけです。なおかつ、町自身から、何億もこの地域に対して、周辺整備という名目で吉見町の新井町長は別に出しているわけです、この事業、周辺に対して。管理者としてみれば数字が少ないという形で思うかもしれないけれども、吉見町は非常に町の予算でこの周辺整備をいまだ何十年も続けてきているわけです。だけれども、やってもやっても、この地元の人たちはまだ終わっていないというのが現状で言っているわけです。

そういった中で、実際にこれから、先ほど町長が管理者として答弁したけれども、続けていくつもりでという形を言ったという形を正副管理者は話をしたけれども、私としてみれば、2,500万とんでもない、5,000万もらってもとんでもない。今まではこの新聞の記事を、皆さんが読んでいただいて、議会でそれだけのお金をくれないのか、それとこれだけの内容が出て。そんなことまであったことに対して、私に言わせれば、もっと多く出してもいいわけでありまして。

その2点、管理者プラス副管理者に答弁願います。

○加藤勝明議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時05分

○加藤勝明議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

答弁を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、失礼いたしました。それでは、内野議員さんのお尋ねにお答え申し上げたいと思いますが、最初の新聞の記事の件ですけれども、立地の困難さ、その辺につきましては重々承知をいたしております。

それから、地元対策についてでございますけれども、これについては、先ほどもお答えを申し上げましたけれども、平成10年度、11年度のダイオキシン類対策工事の実施をいたしまして、地元から猛反対を受けたので、地元対策事業費が5,000万円をとということで計上されたわけですけれども、これにつきましては年限が区切ってございまして、21年度で終了をいたしました。議員さんからありがたいご意見をいただいて、22年度以降につきましても毎年2,500万円を負担していただいて、現在継続をしていただいているものでございまして、地元としては大変ありがたい配慮をいただいていたと、このように私は感謝しております。

○加藤勝明議長 原口副管理者。

○原口和久副管理者 1点目の再質問、運営の関係でございますけれども、先ほど来の内野議員の新聞等のお話もございました。私も過去のいきさつというのは十分に承知をしておると考えておりまして、ここら辺につきましても大変な建設に当たっての苦労というのは私も承知をさせていただいております。そんな意味でも、吉見町さん、あるいは地元の皆さんには大変私も感謝をしておるところでございます。そんな中では、現在の中部環境保全組合、この運営について、まさに万全にこの対応をとっていくのが現在の状況ではないかなというふうに思っております。

また、2,500万の地元対策でございますけれども、今管理者のほうからの答弁がございましたけれども、そのダイオキシン対策におきまして、10年間の約束で組合のほうで5,000万円の支出を地元の対策ということでお願いをした経緯、私も前管理者からも聞いておりまして、それらを、この5,000万円の負担金が廃止になる、そんな中では、議会の皆さんから、あるいは正副管理者の中での協議の中で現在の2,500万円の負担をさせていただいて、地元に対する話し合いを持ちたいというようなことであります。

以上です。

○加藤勝明議長 内野議員、石津副管理者からも答弁求めますか。

○14番 内野正美議員 当然、正副管理者と言っているのですから、抜かしてしまつたらかわいそうですよ、当然。

○加藤勝明議長 わかりました。

石津副管理者。

○石津賢治副管理者 経緯につきましては、10年前に副管理者に就任いたしました折に、詳細な過去の経緯は説明をいただいております。議員ご指摘の新聞記事全て目にしたかどうかは記憶しておりませんが、新聞記事等も拝見をいたしました。したがって、ご指摘の内容については承知をしているというふうに自分では考えております。

あと、2点目の地元対策につきましては、副管理者から答弁がありましたとおりでありまして、正副管理者会議の中で合意をして決定した内容ということでございますので、私も全く同様の考えでございます。

○加藤勝明議長 2回目の答弁が終わりました。

内野議員。

○14番 内野正美議員 今正副管理者からの答弁いただいたわけでございますけれども、管理者の答弁、副管理者の答弁という形で、ある程度、副管理者も就任して、当時前管理者から聞いているという形の文言であると思っておりますけれども、平成11年度、私がこの議会に選出されてきてから皆様にお世話になったこの中部環境があるわけでございます。そういった中で、この30年間運営してきたという中で、平成11年のダイオキシンの仕上がりから、地元の内部からは反対、いろいろあるわけございまして、そうした中で地元対策という形でいただいているおかげで、今まで反対方面の人たち、34名からの人たちがいたわけでございますけれども、組合のほうから地元周辺整備という形で費用をいただいてから、だんだん、だんだんこの地元に対しては空気が暖かくなり、地元として感謝をこの中部環境にしているわけですね、実際のことを言って。だから、この反対の人たちも今は本当の一部の人きり反対していないわけですね。

そういった中で、中部環境からの地元対策という形でいただいているというものが、非常に地元として見れば感謝をして、ありがたく思っているわけですね。そういった中で、運悪く、たまたま減らしたときから、次の年あたりから空気が悪くなってきているわけですね、この中部環境に対して新しい施設という問題が出てきてから。だから、地元人たちは、それとちょうど合うのではないかと。減らされた額と。今までもらっている金額が半分になるという形で、地元はちょうど当てはまる、それに対して。そういうような計画が中部環境はあったから減らしたのだという地元の人たちが出てきたわけですね。非常に運悪く、その数字と、この仲よくなった組合が一致してしまったから、なおさらおかしくなっているわけですね、実際に。

そういった中で、この中部環境、2市1町という形で30年も運営してきたという中で、昨年10月、鴻巣さんが離脱したという形でのいるわけです。吹上さんのごみは、いまだかつて吉見町、この中部環境2市1町に入ってこないで、ずっと彩北に行っているわけですね、実際に。彩北清掃組合というのは、羽生、行田、吹上で運営していたわけですね。そういった中で、私一個人、行田、鴻巣、

北本で組合をつくって組織をつくったという形の中で今やっているわけですがけれども、吉見町も8市町村でことしからスタートして、徐々にいい方向に進んでいるわけですね。北本さんは、吉見町は大変し尿でお世話になっている。これは30年間意思疎通の中、北本さんにはお世話になって、持ちつ持たれつの関係で今日まで来ているわけです。これから先も北本さんに対しては私どもも感謝しながら、し尿もお世話になるわけでございます。そういった中で、これだけの問題点があり、同僚議員の質問と同じように、重複するかもしれないけれども、2市1町でこの中部環境をやっている必要性がなくなっているわけですね、実際に。

吉見町は今月300人集めて説明会をするわけでございますけれども、そういった中で鴻巣さん、行田さん、北本さんの組織は約1年間たっているわけですから、吉見と同じように相当進んでいると思います。そういった中で、この2市1町の中部環境保全組合に対して今後続けていく必要は私はないのではないかなと思うわけですね。まして、12億円の積立金を分配したほうがいいという形の、同僚議員からそういうふうな話も出ているわけですから、鴻巣さん、北本さん、吉見という形の2市1町の組合、中部環境、運営をやっていく必要は私はないと思うわけです。

地元として今までお世話になって、非常にこの中部環境に対して感謝していたわけです。また、吉見町は、ここにいる管理者と吉見町は、新井町長は一緒かもしれないけれども、非常にこの地元でも、字も感謝しているわけですね。この10年間、先ほど言った47年から57年の間に対して、この焼却場をつくるという形の中で、親子が意見が合わないで自殺しているわけです。1人が犠牲になっていっているわけです。親が反対、子は賛成という中で、親子の中で自殺して、お布団の中で亡くなっているわけです。そういう経緯がこの新聞には全部載っているわけです、実際に。それだけ親子の中でも問題のかいこの焼却施設が完成して今日まで来ているわけだから、実際に、私どもこの中部環境議員の一員として吉見町から選出し、また地元の議員としていろんな問題を抱えてきているわけですね。それで、この組合を2市1町でやってきて、私はこのままずっと新しい組織と一緒にと思ったら、離脱したという形のもとでいるわけですから、来年度、どんな26年度になるかわかりませんが、吉見町、北本市、鴻巣市、この2市1町の組合がこれから存続していくという形で、昨年10月18日、管理者を含む中で3点申したわけですがけれども、1点目、2点目、3点目という中で管理者言いましたけれども、きょう同僚議員も一般質問し、また私の一般質問の中で、2市1町の関係、非常に大切であるが、今後2市1町の検討課題があった場合、昨年は3件といった中の1点の中に、問題が、2市1町の関係が非常に大切だと思うが、今後2市1町の検討する機会を設けなくてはならないという形を管理者が言っているわけですね、昨年の1点、2点、3点の中で。今回こういうような質問が出たという形の中で、中部環境、これから存続していく、していかないの課題ができたわけですから、管理者としてみれば、来年の新年度2月までに対して、結果を出してもらいたいわけですね。運営していくか、していかないか、離脱するか、しないかという形、解散するか、しないか。来年の2月の新年度のときまでに宿題として管理者に、この施設の運

営に対して解散するか、しないか、地元対策に対して今までの数字よりかもっと出すか、出さないか。それを正副管理者に宿題として来年の2月議会に出して、全協で説明していただけるかお伺いいたします。

あと、地元に対して、地元の人たちが今まで感謝の念を持っていたものが、疑うようになっているわけですね、減らされたことに対し。それを解消していただけるか、いただけないかも、2点目に対してお伺いいたします。

○加藤勝明議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 この中部環境保全組合は現在は2市1町で運営しているわけですが、新しい施設ができるまでの間は、これは人間が生活をしていれば、必ずごみが発生しますから、このごみを処理せずにいるということではできませんので、新しい施設ができて、こちらが稼働するまでの間においては今までどおりの運営を続けていくということになります。したがって、先ほどもお答え申し上げましたが、地元対策につきましても、ここで中部環境の運営が続いている限り、地元対策も実施していくという方向で正副管理者からは合意をしております。

それから、地元対策費が5,000万円が2,500万円になったということでございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたが、5,000万円についてはダイオキシン類対策に対応しての年限を切った地元対策でございまして、それが終了した後に、さらに地元、当然感謝の意をあらわそうということでもって、2,500万円を継続していただいているわけでございます。その件について理解を深めるように努めてまいりたいと思います。

○加藤勝明議長 以上で内野議員の一般質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は午前10時45分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時42分

○加藤勝明議長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで、中山代表監査委員の入場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

〔監査委員入場〕

再開 午前10時43分

○加藤勝明議長 会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○加藤勝明議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第12号 管理者及び副管理者の給与の特例に関する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、6月25日専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は8億74万9,573円で、予算現額に対し291万8,573円の増であります。歳入の主なものとして、分担金及び負担金6億510万円、使用料及び手数料1億5,253万7,260円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億6,861万8,076円、執行率96.34%であります。歳出の主なものは、総務費1億4,447万9,825円、衛生費6億1,803万2,294円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、議案第12号、議案第13号の2議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤勝明議長 以上で、提出議案についての管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

中山代表監査委員。

○中山敏雄代表監査委員 おはようございます。監査委員の中山でございます。

議長さんからご指名をいただきましたので、代表監査委員として決算審査につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月19日に管理者から付されました平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されております岡田監査委員さんとともに審査をいたしました。その結果、決算書及び附属書類につきましては、適正に作成されております。また、現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照合いたしました。

た結果、計数には誤りなく、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○加藤勝明議長 どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前10時47分

〔監査委員退場〕

再開 午前11時16分

○加藤勝明議長 会議を再開いたします。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第8、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

管理者及び副管理者の給与の特例に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による国家公務員の給与減額措置を踏まえ、管理者及び副管理者の給与の特例に関する条例を6月25日に専決処分させていただきました。

議案第12号の最後のページに条例がございますので、そちらの条例をごらんいただきたいと存じますが、第1条は、特例期間を本年7月1日から12月31日までの6カ月間と定めるものであります。

また、第2条は給料の減額の額について、管理者及び副管理者の給与月額額の100分の10を減額するというものでございます。

第3条は、計算上、1円未満の端数が出た場合の端数処理の規定でございます。

以上のことにより、専決処分をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

○加藤勝明議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 それでは、議案第12号について質疑を行います。

先ほど、本会議の会議録、全協の会議録のことで、局長は相談するというふうなことを答弁しましたが、これは議運の委員長に話をし、議会のほうからも話をしたが、局長がどういうことではない。今までは、古くは一部事務組合は全協で質疑をしなさい、本会議は余りするなよと、こういうことを我々は指導を受けた、先輩から。その先輩がいい、悪いではないですよ。そういう指導を受けた。それは違う。発言は自由なはずです。だから、本来ならそれを私が守っていれば、今ここで発言ができないはずなのです。そういうことで、発言は自由だから、今まで遠慮していた人も、遠慮しないで私は発言したほうがいいと思いますので、余談かもしれませんが、申し上げました。

まず、この正副管理者の給与の減額であります。震災復興に関係をして国家公務員が2年間7.8%減額します。これに基づいて、地方は地方交付税を一方的に合意なしに減額をされました。その減額分を職員の給料から何とか穴埋めしようというのが今回の趣旨だと私は思っている。趣旨間違っている、趣旨が、私はそういうふうには思っています。

それで、職員の給料の場合には、中部環境職員の給料額では鴻巣の給料規程を見習っているから、そのままいくのでしょうか。では、正副管理者がここで減額した理由というのは何なのでしょう。1,600万円の交付税は減額されていませんよ、中部環境の場合は。そうすると、減額する理由はないのではないかと思います。その減額した金額は、職員と正副管理者合計しますと97万8,000円だそうです。支途はどういうふうにするのですか。地方交付税を減額した関係で市民のサービスが低下してはいけないから、その低下分を職員が補填しようという考え方だと私は思っています。だから、やり方がせこいやり方なのです。しかも、国民全体で東日本大震災の復興を助けようという、その精神は立派なことなのだ。立派なことなのだけれども、ではその使い道が何に使っているか。全然関係のない予算を使ってしまって、よくマスコミ等が報道していますよ。こんなばかなどいうところまで。この鴻巣市の議会でも言いましたよ、私は。いい加減なNPO法人をつくってしまって、何千万もするほどゴムボートを買って遊ばせておいて、そのゴムボート何をするかといったら、行方不明者を捜すのだという名目でゴムボートを買って遊ばせておく。そういうことを一つ一つを見ると、復興財源が水膨れのように余ってしまっているのです。うまく使いこなせないのだよ、日本の政府は。

そういうことになるというふう思っておりますが、なぜ、職員の給料93万9,000円を鴻巣の給与規程に倣って、条例に倣って減額します。正副管理者の3万9,000円減額というのは何なのか。減らす理由がないではないですか。これ自主的にやるのでしょうかけれども。だから、国の考え方に基づいてやるのだとすると、趣旨が違う。正副管理者の考え方で自主的にやるのですよといえ、そ

それはそれで立派なことです。主たる理由についてお答えください。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 岡田議員さんのお話はごもつともだと私も思います。しかしながら、国全体として震災復興に公務員給与の削減額を充てるということでもって、各構成市町でもそれを実施をいたしました。中部環境におきましても職員が同様の措置をしておりますが、やはり正副管理者においてもそれを黙って見ているということではなくて、やっぱり一緒に減額をしていきたいと思いますという事で、県下の同様な組織においても同じような対応がなされておりますので、それに一緒に做ったというふうにご理解いただければありがたいというふうに思います。

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 県下の一組の正副管理者がそういうふうに行っているかどうかは確認しておりませんが、余りやっているところはないのではないかなというふうには思っているのです。

この問題については、地方議会の議員も減らしているところもあります。減らしていないところもあります。これはまちまちです。どこが減らして、どこがそぐわないということ、今はっきりしたことはわかりませんが、そういうところで中部環境の場合には自主的にやったということは今理解をしたいというふうに。しからば、97万8,000円のこの財源、どこへ持っていきますか。今まで予算になかったことですから、交付税減らしたのだったら、その分これを交付税に宛てがわなくてはなりませんけれども、交付税減っていませんから、その給料100万円近い金額はどこへどういうふうにして使うのでしょうか。地方自治体と違って、直接市民サービスに影響するものだという、一部事務組合にはありませんので、100万円近く修理費を減額するのですか。そうすると一般の市民にも還元をされているわけですが、市民サービスの向上のために。何としても今回の復興の間が、時人がいかげん過ぎまして、役職ばかりいろんなのをつくって、大臣もいろんなのが出てきて、みんな東北、東北とどこも行っているけれども、その人たちは何をやっているのだ、何を理解しているのだ。本当に困ったことで、無駄遣いをしてもらっては困るのだけれども、そういう無駄遣いが往々にして行われているのが現実だというふうに私は思っております。この100万円近い金額をどこへ持っていかうとするか。

○加藤勝明議長 管理者。

○新井保美管理者 ご指摘は全くごもつともでございまして、まず、中部環境の全体でもって、その財源は使っていくというふうに考えているのです。

〔「終わり」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

高橋議員。

○9番 高橋節子議員 議案第12号について反対の立場から討論をさせていただきます。

これは、地方交付税が削減されたことによるそれぞれの自治体の措置によった給与の減額に基づくものということのようです。減額に至る経過としては、国が地方交付税を一方的に削減いたしました。それにかわって、地方交付税削減分は職員給与を減額せよという国からの押しつけでした。地方分権という流れの中で、行政改革で最も努力をしている地方の思いを無視するものでした。

行政改革については、国よりも地方のほうが職員の数の削減初めいろいろな細部の場面で努力をしてくれております。全国知事会や全国市長会、町村会も一致して反発しているにもかかわらず、これを断行する国の今回の措置は、国と地方は対等の関係であるというふうにしてきたにもかかわらず、それに逆行するものです。国の一方的な地方交付税削減にかかわる給与の減額については反対という立場で、今回のこの議案にも反対をさせていただきます。

以上です。

○加藤勝明議長 次に、賛成討論はありませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場から討論に参加をいたします。

先ほど反対討論でもありましたように、そもそもは国家公務員の給与減額に伴う関係で今回正副管理者の給与の特例に関する条例が提出されたというふうに理解をしておりますけれども、私もこの国の一方的な地方交付税の減額という点については、これは賛成はできないという立場でありますけれども、今回のこの提案につきましては、職員については既に減額をされているという状況の中で、正副管理者がこのままではという、先ほど答弁の中にもありましたけれども、このまま減額しないわけにはいかないという、正副管理者間で協議をした結果、条例として提案をされているものというふうに理解をしております。ですので、職員の問題とはまた別に、私は今回のこの議案に対しては賛成をしたいというふうに思います。

以上、賛成討論といたします。

○加藤勝明議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

次に、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○加藤勝明議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○加藤勝明議長 日程第9、議案第13号 平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明があり、休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 5番、中野です。平成24年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について1点確認したいと思うのですが、この議案の中で、特に私は財政調整基金が1億5,100万ですか、24年度末で残高があるということがあります。これは、当組合の平成24年度の一般会計予算からすると18.8%ぐらいになるかと思えます、この金額。一般的には財政調整基金というのは、地方自治体、普通公共自治体の場合、普通自治体においては、鴻巣市でも大体10%では持ち過ぎではなからうかという、あるいは大体5%ぐらいというのが普通公共団体の場合に言われている数字であります。先ほど言いました18.8%です。私はこれまでこの中部環境において新施設建設、新施設の建設という点を考えた場合には、施設整備基金というようなものもありますが、できれば財政調整基金も多く持っておいた方がいいだろうというふうに私は思ったのですが、今日それがなくなった段階で、管理者として財政調整基金どの程度が望ましいのかということを知りたいのです。そのことによって、当然26年度の予算編成に当たっても各自自治体の分担金の金額も変わってくるというふうに思いますので、まずどの程度が望ましいのかという点について管理者の考え方をお伺いしたいということでもあります。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 適正な財政調整基金ということでございますけれども、23ページの財産に関する調書のところでも、記載されているように、決算年度中の途中にふえたのが約4,000万あるんですね。やはり現在のところでは多額に過ぎるというふうに考えております。適正な額というのはどのぐらいかということにつきましては、今お答えしにくいもので、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。いずれにしても、適正な金額にすべきというふうに考えております。

○加藤勝明議長 中野議員。

○5番 中野 昭議員 今管理者から、いずれにしても適正な額にしていきたい。その額はどの程度かということは、今日この段階では答弁できないけれどもという内容でした。これは今回の議会、一般質問の中でも同僚議員が質問しましたように、施設整備基金、これについては条例で、やっぱり修繕並びに解体というような条例を新たに設置してと。それに使えるような目的で使うということですから、そうなりますと、これは少なくとも修繕及び解体ということになると、先ほどの管理者あるいは事務局の説明によりますと、解体が4億数千万円、それからあと修繕費が大体毎年4,000万から5,000万という答弁がありましたけれども、それから、例えば4,000万にしても10年で4億でありますから、そういう点では私はこの解体及び修繕については、現在ある施設整備基金という形で十分賄い切れるのではなかろうかという判断を持っております。そうすると、今言ったように、財政調整基金が1億5,100万というのは私は余りにも多過ぎるというふうに考えていますので、先ほど管理者の答弁で、平成26年度の予算編成に向けて各自治体における分担金を減額していくという方向を前提にして適正額を今後検討していきたいというふうに私は答弁で受け取りましたけれども、そのような受けとめ方でいいのか、再度確認した上で質問を終わりたいと思うのですが。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 今の中野議員さんのお考えに沿って進めていくことになるであろうと、そのように考えておりますので。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 決算書の13ページになります。平成24年度は2泊3日で福岡、沖縄への視察研修が行われたわけなのですが、これは正副管理者に伺いたいのですが、正副管理者が参加をして、一部事務組合で2泊3日で研修を行っているところは中部環境以外にあるのでしょうか。その点、正副管理者がそれぞれかかわっている一部事務組合で2泊3日でやっているところがあるかどうか伺いたいと思います。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 十分な研修をしていただくということで2泊3日という形になったと思いますけれども、ほかの一部事務組合で2泊3日の、あるいはそれ以上の研修というところがあるかどうか、これについては承知をいたしておりません。

○加藤勝明議長 はい。

○13番 杉田しのぶ議員 議長、済みません。ご自身がかかわっている一部事務組合でしたらわかると思うので、そういう意味で聞いたのですけれども。管理者の場合、比企広域、北本、あの辺だと思えるのですけれども。

○加藤勝明議長 新井管理者。

○新井保美管理者 私がかかわって研修に参加をさせていただいているところは、北本地区衛生組合
でございまして、北本市のほうでは1泊2日で実施をさせていただいております。

○原口和久副管理者 私も一部事務組合の研修視察、議会から申し出がある視察でございますけれど
も、2泊というのはございません。

○加藤勝明議長 石津副管理者。

○石津賢治副管理者 私もございません。

○加藤勝明議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 済みません。今ご答弁それぞれいただいたわけなのですが、管理者
のほうからご答弁ありましたけれども、私も、比企広域も吉見町かかわっているのですが、比企広
域のほうではたしか研修自体もなくなっているというような状況もある中で、2泊はないというこ
とで今答弁いただいたのですが、そもそも2泊の研修が始まった経緯というのは、議会運営委員会
の視察研修がなくなったからということで説明も受けてはいるのですけれども、やはり予算全体を
見て、2泊の場合ですと1人10万円を超える支出が研修費として出されるわけでありまして。です
ので、ちょっと予算全体から比較をしても多過ぎるのではないかというふうに思うわけなのですけれ
ども、24年度の決算を、また26年度予算が編成をされるわけなのですけれども、24年度に新施設の
建設は中部環境保全組合としては行っていないということで結論を出されましたので、やはりそ
の点も十分加味していただいた上で、26年度の予算編成にぜひその点を十分協議していただいた上
で結論を出していただきたいというふうに思います。この点は要望をしておきたいというふうに思
います。

では、以上です。

○加藤勝明議長 要望ですね。

〔「はい、いいです、要望で」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 今要望と言ったけれども……

〔「要望はなしなんですか」と言う人あり〕

○6番 岡田恒雄議員 管理者に要望するのは間違っていますよ。この視察は議会で視察をするので
す。議長名で行くのですから、管理者、副管理者は関係ない。ただ、お客に来ていただくという、
わかりやすく言うと。そのような考え方で、1泊と2泊を交互にやっているのは議会で決めたこと
ですから、執行部関係ないですから。それはそれで、また次の場所で決めればよいことなの。この
場には関係ない。

○加藤勝明議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 では、済みません。訂正します。要望ではなくて、今現状をご答弁いただきましたので、やはり予算、議会の側から話があってということで決められるということももちろん承知はしているのですけれども、25年度の視察研修の際にも、議会の側に意見を聞かれるというよりは、議長の要望でというふうに25年度当初予算で私も伺っておりますので、ぜひ議会全体に意見を聞いていただいた上で、予算編成について正副管理者のほうで協議をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。議長だけではなくて、議会全体の影響を聞く。

〔何事か言う人あり〕

〔「だれが答弁するんですか、今の」「だって、予算をつけるのは管理者、正副管理者じゃないですか」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 それにつきましては、杉田議員、今後議運を中心に諮っていきたいと思っておりますので、そういうことをご承知願いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

○加藤勝明議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○加藤勝明議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○加藤勝明議長 日程第10、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について事務局長より説明をお願いいたします。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議会行政視察研修（案）についてご説明申し上げます。議会行政視察研修（案）という資料をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。期日は平成25年11月7日、8日であります。視察先は北海道苫小牧市にございます「株式会社サニックスエナジー」、小樽市にございます「北しりべし広域クリーンセンター」であります。

2ページをお願いいたします。集合場所ですが、昨年もそうだったのですけれども、北本駅上りホームの先頭車両付近ということでお願いしたいと存じます。昨年とは数分ダイヤが変わっておりますけれども、北本駅8時53分発に乗車いたします。北本駅以外から乗車される方には、まことに申しわけございませんが、1本前の電車で北本駅までお越しいただきたいと存じます。

吹上駅8時33分、北鴻巣駅8時36分、鴻巣駅8時41分発に乗車していただきますと、北本駅8時45分着となります。駅に確認いたしましたところ、どちらの電車も1番線到着予定と伺っておりますが、到着の変更などもあるやもしれませんので、その辺はご注意ください。現在確認したところ、どちらも1番線到着と伺っております。北本駅上りホームの集合場所にて参加者の確認をいたし、8時53分発に乗車いたしまして、羽田空港へ向かいたいと存じます。

また、11月8日の帰りですが、羽田空港からバスをチャーターいたしまして北本駅まで戻り、北本駅解散ということで実施したいと思いますので、北本駅まで戻りまして解散とさせていただきます。

なお、行程及び視察先の詳細につきましては、お目通しをお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○加藤勝明議長 ただいま事務局長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「質疑じゃないですけど、おわびが」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 先日の議会運営委員会で申し上げたのですが、ことしの7日、8日の視察を一身上の都合により欠席をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○加藤勝明議長 ほかに質疑ありませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 済みません。出欠はいつまででしょうか。

○加藤勝明議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 きょう議会が終わりましたら、早急に確認をさせていただきます。各乗る駅も違うと思いますので、それぞれ切符を用意しますので、北鴻巣駅、吹上駅、また鴻巣駅、北本駅それぞれ乗られる駅を確認したいと思いますので、早急に事務局からお電話でその辺は確認をさせていただき、そのときにあわせて出欠席も確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○加藤勝明議長 よろしいですか。

○13番 杉田しのぶ議員 はい。

○加藤勝明議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしく願っていたと思います。

◎閉会中の継続審査の件

○加藤勝明議長 日程第11、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

高橋議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。高橋議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤勝明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○加藤勝明議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案を申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいて

いるところでございますが、供用開始以来30年目を迎えており、施設の老朽化が進んでおります。

ごみの処理は一日たりとも休むことはできませんので、今後におきましても住民生活に支障を来すことのないよう、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○加藤勝明議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○加藤勝明議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

なお、議会行政視察研修の通知につきましては、事務局から配付いたしますので、お願いいたします。

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年10月22日

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 内 野 正 美

署 名 議 員 潮 田 幸 子

署 名 議 員 金 澤 孝 太 郎